

## 令和2年第4回足立区議会定例会提出案件

令和2年11月5日現在

議案番号	整理番号	案件名	備考
	1	令和2年度足立区一般会計補正予算（第11号）	(先議)
	2	令和2年度足立区国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	(先議)
	3	令和2年度足立区介護保険特別会計補正予算（第2号）	(先議)
	4	足立区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例	租税特別措置法等の改正に伴う規定整備
	5	本庁舎構内電話交換装置の購入について	(先議) 仮契約日 令和2年10月16日 金額 57,750,000円
	6	足立区地域学習センターの指定管理者の指定について	竹の塚地域学習センター 外8件
	7	足立区立図書館の指定管理者の指定について	竹の塚図書館 外9件
	8	足立区地域体育館の指定管理者の指定について	中央本町体育館 外6件
	9	足立区立学童保育室の指定管理者の指定について	しまねっ子学童保育室 外4件
	10	足立区立保育所の指定管理者の指定について	水神橋保育園

## 令和2年第4回足立区議会定例会提出予定案件

令和2年11月5日現在

議案番号	整理番号	案件名	備考
	1	(仮称) 花畠人道橋整備工事（2期）請負契約	(先議) 仮契約日 未定 金額 未定
	2	学校ICT児童・生徒用タブレットPCの購入について	(先議) 仮契約日 未定 金額 未定
	3	学校ICT児童・生徒用タブレット充電保管庫の購入（R2債務）について	(先議) 仮契約日 未定 金額 未定
	4	足立区ボランティア施設の指定管理者の指定について	総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンター
	5	足立区軽費老人ホームの指定管理者の指定について	ケアハウス六月
	6	足立区高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	高齢者在宅サービスセンター西新井
	7	足立区障がい者通所支援施設の指定管理者の指定について	綾瀬福祉園、大谷田就労支援センター
	8	足立区身体障がい者大谷田ホームの指定管理者の指定について	大谷田ホーム

# 令和2年第4回足立区議会定例会会議日程（案）

足立区議会事務局

月	日	曜	午前	午後
11・20	金			[請願締切日]
・21	土			
・22	日			
・23	月		【勤労感謝の日】	
・24	火	[議案発送日]		
・25	水			
・26	木	[質問通告締切日]	正午まで	
・27	金			
・28	土			
・29	日			
・30	月			
12・1	火	議会運営委員会(第3委員会室) 各派幹事長会・広報委員会(第3委員会室)	10時 10時30分	
・2	水			本会議 1時
・3	木			本会議 1時
・4	金			本会議 1時
・5	土			
・6	日			
・7	月	総務委員会(特別委員会室) [文書質問開始日]	10時	
・8	火	区民委員会(特別委員会室)	10時	
・9	水	議会運営委員会(第3委員会室) 各派幹事長会(第3委員会室)	10時 10時30分	本会議 1時
・10	木	産業環境委員会(特別委員会室)	10時	
・11	金	厚生委員会(特別委員会室)	10時	
・12	土			
・13	日			
・14	月	建設委員会(特別委員会室)	10時	文教委員会(特別委員会室) 1時30分 [会期中請願締切日]
・15	火	交通網・都市基盤整備調査特別委員会 (特別委員会室)	10時	子ども・子育て支援対策調査特別委員会 (特別委員会室) 1時30分
・16	水	災害・オウム対策調査特別委員会(特別委員会室)	10時	[文書質問締切日]
・17	木	エリアデザイン調査特別委員会(特別委員会室)	10時	
・18	金	議会運営委員会(第3委員会室) 各派幹事長会(第3委員会室)	10時 10時30分	
・19	土			
・20	日			
・21	月			本会議 1時

※ 委員会室は変更する場合がある。

# 本会議・委員会の運営等について

## 1 感染拡大防止のための運営基本方針

下線部が第3回定例会から  
の変更・追加箇所

### (1) 体調の管理

- ・議員・執行機関ともに、自己管理を徹底し、出席等の判断をする。
- ・傍聴者は、体調が悪い方にはご遠慮いただく。

### (2) 密集の緩和

- ・会議に応じて、より広い部屋で行う。
- ・出席者・傍聴者の席の間隔を空けて座る。

### (3) マスクの着用

- ・議員・執行機関・傍聴者いずれも、原則、着用とする。
- ・発言時の着用も認める。

※本会議、予算・決算特別委員会の演壇及び発言者席にはアクリル板を設置する。

その場合の質問者のマスクの着用は義務付けない。ただし、質問者ごとにマイク等の消毒を行うとともに、休憩時にアクリル板の消毒を行う。

### (4) 換気・アルコール消毒

- ・会議中のドア・窓等の開放など、換気を徹底する。

※換気のためのドア・窓等の開放に伴い、冬期や暴風雨時等、室温の低下や雨の吹き込みといった委員会運営に支障が出そうな場合は、ドア・窓等を閉めて行う。

- ・入口にアルコール消毒液を設置し、議員・執行機関・傍聴者いずれも、消毒をお願いする。

## 2 本会議の運営

### (1) 議員

- ・一般質問を行う本会議（初日から3日目）は、議員の出席者を減らす。

※各日とも開会時は全員出席とする。

※3日目の質問終了後、採決以降は全員出席する。

※初日・2日目の終わり（散会時）も原則、全員出席するように努める。

- ・中間・最終日は全員出席とする。

・議員の出席者については、定足数（議員定数の過半数：23名）を踏まえ、各会派で対応する。その際、必ずしも半数を減らすことにはこだわらず、柔軟性をもって対応することとする。

※退場・入場のタイミングは、休憩中、登壇・降壇時等、各会派で対応する。

## (2) 執行機関

- ・答弁の出番が無い理事者の退席を可とする。  
※1日目の開会時は全員出席。休憩時に、以降の答弁が無い理事者は退席する。
- ※2日目の開会時は、休憩までに答弁が無い理事者は出席しない。  
休憩時に、以降の答弁が無い理事者は退席、答弁がある理事者は出席する。
- ※3日日の開会時は、休憩までに答弁が無い理事者は出席しない。  
休憩時以降は、答弁の有無に関わらず、全員出席する。

## (3) 傍聴者

- ・傍聴受付時に、マスク着用・アルコール消毒の周知・徹底をする。  
※マスク未着用者にはマスクを提供する
- ・傍聴受付時に、体温計を用意し、必要に応じ測定する。
- ・傍聴制限は行わないが、受付時等に感染防止の案内を行う。  
※仮に傍聴席が席の半分を超えて密になりそうな場合は、映像・音声で傍聴可能な別室を案内する。
- ・会派から案内する際も、上記を踏まえて行う。

## 3 委員会の運営

- ・常任・特別委員会は原則、特別委員会室で行い、議会運営委員会は第3委員会室で行う。
- ・席の間隔を空けて座ることとする。
- ・終了時間の目安は設けない。
- ・「管理職紹介」「組織改正に伴う新組織の事務分掌説明」「所管事項説明」等は資料配付に代える。
- ・傍聴者への対応は、本会議と原則、同様とする。
- ・予算・決算特別委員会において、発言者席・マイクの消毒を行う際の会派内の交代時は時間を停止する。

# 議会運営委員会陳情説明資料

令和2年11月5日

## 件 名

- 1 受理番号17 白石正輝区議会議員によるL G B T差別発言に対し謝罪等を求める陳情
- 2 受理番号18 白石正輝足立区議会議員の性的マイノリティに対する差別発言の撤回・謝罪等を求める陳情
- 3 受理番号19 白石正輝区議会議員による性的マイノリティ差別発言に対し、足立区議会で議員辞職勧告の決議を求める陳情
- 4 受理番号20 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める陳情
- 5 受理番号21 白石正輝区議の厚生委員会委員長の解任・辞任および、性的少数者の人権、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、ライツ等の研修講座の義務化等に関する陳情

(区議会事務局)

件 名	受理番号 17 白石正輝区議会議員による L G B T 差別発言に対し謝罪等を求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	白石正輝区議会議員による性的マイノリティに関する差別発言に対し謝罪を求めるとともに、議会としての白石議員に対する厳正な対応と、この事案を契機にした性的マイノリティ施策の充実に向けた取り組みを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>白石正輝議員の発言に関する経過</p> <p>1 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日） 白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。</p> <p>2 令和2年10月6日 白石正輝議員の発言に対して、議長がコメントを発表。</p> <p>3 令和2年10月12日 白石正輝議員の発言に対する議長の対応について発表。</p> <p>4 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）            (1) 白石正輝議員から、9月25日の本会議における一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があった。            (2) 会議規則第62条の規定により、白石正輝議員からの発言取り消し申し出が許可された。            (3) 議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。</p> <p>5 令和2年10月20日 白石正輝議員の謝罪と発言の一部取り消しに対して、議長がコメントを発表。</p>

件 名	受理番号 18 白石正輝足立区議会議員の性的マイノリティに対する差別発言の撤回・謝罪等を求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	1 白石正輝足立区議会議員の性的マイノリティに対する差別発言の撤回・謝罪を促すよう議長が主導的立場を担い、進捗状況を議会に報告すること。 2 無知による差別と偏見のない足立区を目指すため、L G B T Q当事者等を招いた区議会議員および区民も参加可能な研修の場を設け、その成果を議会として区民に報告すること。またその際、白石議員の出席は必須とすること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	白石正輝議員の発言に関する経過  1 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日） 白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。  2 令和2年10月6日 白石正輝議員の発言に対して、議長がコメントを発表。  3 令和2年10月12日 白石正輝議員の発言に対する議長の対応について発表。  4 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日） (1) 白石正輝議員から、9月25日の本会議における一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があった。 (2) 会議規則第62条の規定により、白石正輝議員からの発言取り消し申し出が許可された。 (3) 議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。  5 令和2年10月20日 白石正輝議員の謝罪と発言の一部取り消しに対して、議長がコメントを発表。

件 名	受理番号 19 白石正輝区議会議員による性的マイノリティ差別発言に対し、足立区議会で議員辞職勧告の決議を求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	白石正輝区議会議員による一連の性的マイノリティに関する差別発言に対し、足立区議会として議員辞職勧告を決議することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>白石正輝議員の発言に関する経過</p> <p>1 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日） 白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。</p> <p>2 令和2年10月6日 白石正輝議員の発言に対して、議長がコメントを発表。</p> <p>3 令和2年10月12日 白石正輝議員の発言に対する議長の対応について発表。</p> <p>4 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）            (1) 白石正輝議員から、9月25日の本会議における一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があった。            (2) 会議規則第62条の規定により、白石正輝議員からの発言取り消し申し出が許可された。            (3) 議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。</p> <p>5 令和2年10月20日 白石正輝議員の謝罪と発言の一部取り消しに対して、議長がコメントを発表。</p>

件 名	受理番号 20 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	すべての人が個人として尊重される社会の実現に向け、足立区執行部に対して、男女共同参画・ダイバーシティ教育のさらなる推進を、自治法125条によって求めること。また、議会内における男女共同参画、ダイバーシティに係る研修の機会を充実させること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>白石正輝議員の発言に関する経過</p> <p>1 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日） 白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。</p> <p>2 令和2年10月6日 白石正輝議員の発言に対して、議長がコメントを発表。</p> <p>3 令和2年10月12日 白石正輝議員の発言に対する議長の対応について発表。</p> <p>4 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）            (1) 白石正輝議員から、9月25日の本会議における一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があった。            (2) 会議規則第62条の規定により、白石正輝議員からの発言取り消し申し出が許可された。            (3) 議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。</p> <p>5 令和2年10月20日 白石正輝議員の謝罪と発言の一部取り消しに対して、議長がコメントを発表。</p> <p>&lt;参考&gt;地方自治法第125条 (採択請願の処置) 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適當と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。</p>

件 名	受理番号 21 白石正輝区議の厚生委員会委員長の解任・辞任および、性的少數者の人権、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、ライツ等の研修講座の義務化等に関する陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	<p>1 白石正輝区議は、足立区議会本会議（9月25日）における同性愛に関する一連の発言が、同性愛者に対する明確な差別発言であったことを全面的に認め、これを撤回し、不快な思いをした人々だけでなく、すべての区民・市民に対しての謝罪を議会において行うこと。</p> <p>2 白石正輝区議に対し、厚生委員会委員長を解任すること、または辞任を要求すること。</p> <p>3 全区議会議員に対して、性的少數者の人権、ジェンダー平等、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、ライツについての定期的な研修を義務化すること。</p> <p>4 鹿浜昭議長による「9月25日の白石議員の発言に対する議長コメント」（区議会公式サイト、2020年10月6日更新）の中の「誤解を招く表現があり」、「不快な思いをされた方々に…お詫び」という部分について</p> <p>(1) 議長は、これを撤回すること。</p> <p>(2) 議長は「誤解」という読み手の理解不足を印象付ける言葉を使用したことについて、すべての区民、市民にお詫びをすること。</p> <p>(3) 議長は、白石正輝区議による差別・人権否定の議会発言に対し、これを「不快な思いをされた方々」という個々それぞれの受け止め方の問題に矮小化してのお詫びとしたことについて、すべての区民、市民に対し、お詫びをすること。</p> <p>(4) 議長は(2)、(3)を遵守して、議長コメントについての撤回とお詫びを区議会サイトのほか、「区議会だより」及び「あだち広報」に掲載すること。</p>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>白石正輝議員の発言に関する経過</p> <p>1 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日） 白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。</p> <p>2 令和2年10月6日 白石正輝議員の発言に対して、議長がコメントを発表。</p> <p>&lt;9月25日の白石議員の発言に対する議長コメント&gt; 9月25日の本会議における白石正輝議員のLGBTに関する発言の中で、議員としてふさわしくない誤解を招く表現があり、不快な思いをされた方々に心からお詫び申し上げます。</p>

足立区議会としましては、議員一人ひとりが更なる研鑽を重ねることにより、差別をなくし人権を尊重する区政の実現に引き続き努力してまいります。

3 令和2年10月12日

白石正輝議員の発言に対する議長の対応について発表。

4 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）

- (1) 白石正輝議員から、9月25日の本会議における一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があった。
- (2) 会議規則第62条の規定により、白石正輝議員からの発言取り消し申し出が許可された。
- (3) 議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。

5 令和2年10月20日

白石正輝議員の謝罪と発言の一部取り消しに対して、議長がコメントを発表。

6 令和2年10月21日

白石正輝議員から、厚生委員長辞任願が提出される。